

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
照明車	<p>照明作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 車室外に、照明作業を行うための複数の投光器及び当該投光器の支持台を有すること。  この場合において、投光器は1灯につき消費電力が200W以上の能力又は1基につき全光束（定格値）が3,330lm以上の能力を有していればよい。</p> <p>2 1の支持台は、旋回、伸縮及び投光器の照射角度を任意に調整することができるものであること。ただし、複数の方向に向けて固定された複数の投光器を有する場合は、旋回しない構造であってもよい。</p> <p>3 すべての投光器を点灯させるために十分な発電能力のある発電機（走行用の原動機を動力とするものを除く。）を有すること。  ただし、外部の電源から電力の供給を受けることにより投光器を作動させることができるものにあつては、外部からの電力の供給を受けることができる設備を有している場合にあつては、この限りでない。</p> <p>4 3の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室内に開口していないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車に備えられた走行に必要な照明灯火及び家庭用の照明装置、バッテリーの電源により点灯する照明装置等は、この場合の投光器には該当しないものとする。</li> <li>・投光器の全光束（定格値）については、当該投光器の仕様が記載された書面、カタログ又は試験データ等により確認を行うものとする。</li> </ul>